

きょうどう

2013年7月12日号

NO. 19

経営理念

- 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



写真提供 〓 はざま美容室 金光磨佐也様

暑中お見舞い申し上げます

年々と暑さが厳しくなってきました。地球温暖化のせいでしょうか。皆さんお体に気をつけてお励みください。来年の事を言うときが笑うと言います。それでは、10年先のことを言うとき、誰が笑うのでしょうか。

地獄の底で「閻魔様」が笑うのでしょうか。安倍晋三総理は、10年先に国民の所得を一人150万円殖やしますと言いつつ出しました。

この話を聞いて今から、その使い道を考えている人もいますでしょうか？

150万円のカラクリは、実は企業の所得、企業の海外での所得も含め、「国民総所得」を人頭割で算出した数字に過ぎません。なんでこんな事が実しやかに流布されるのでしょうか。消費税を来年8%に、27年度から10%に引き上げる方針を経済の状況を見てこの10月に判断するとしています。その為の世論操作の一環に過ぎません。消費税増税が実施されると、国民の購買力は益々減り一層の不況となり、日本経済を破滅に追い込みかねません。

7月の参議院選挙を通じて増税勢力に痛打を与えましょう。

代表社員 甲斐健彦

【顧問先訪問】

屋 号：河津製材所
所 在 地：阿蘇郡南小国町中原 2543-1
代 表 者：河津新一
設 立 年：昭和 30 年 4 月
事 業 内 容：木材の製造・加工・販売
従 業 員：11 名

今回は南小国町で製材業を経営される「河津製材所」さんを訪問。代表者のご長男の河津秀樹さんにお話を伺いました。

Q：事業の概要をお聞かせください。

A：主に杉を使用した内装材の加工生産、フローリング・壁板・建具や家具の部材を扱っています。昭和 30 年に祖父が起業し住宅用木材の製材委託、賃挽き加工を主に始めました。木造住宅の着工戸数の減少や新建材や合板・輸入木材に押され、内地材は価格低迷の時代となりますが、国内トップクラスの材質を持つ「小国杉」の色合い、質感が評判となり、少しずつではありますが生産量を増やしながらか「品質」の改良には特に拘って取り組んでいます。



<工場内>

Q：環境に優しい商品があると聞きました・・・

A：「ペレットストーブ」のことですね！
鋸屑、鉋屑などを利用した木質燃料の「ペレット」を使用する暖房器具です。
木材という資源は部材としてだけでなく、環境にやさしいクリーンエネルギーとしての活用も期待できるんです。我が社はこの「ペレットストーブ」の販売も行っています。



<木質ペレット>



<ペレットストーブ>

「石油、原発」依存から 「自然エネルギー」へ



<「小国の杉」を使った事務所>

Q：企業理念をお聞かせ下さい。

A：「小国の杉」にこだわった製品づくり。価格に合わせた製品づくりではなく、製品に合わせた価格がつくような製造を心がけています。

「家」を建てる事は一生に1度、その拘りにお客さんが共感してくれる様に情報の発信も行っています。

「木材」という資源を活用し「循環型社会」を提案します。「地域材」を利用した環境と人にやさしい木材製品を提供します。



Q：今後の計画を聞かせて下さい。

A：東日本大震災での原発事故をきっかけに自然エネルギーへの関心は非常に高くなっており、「バイオマスエネルギー」の普及活動を行っていきます。私たちの工場から排出される鋸屑、鉋屑を利用した「木質ペレット」を製造販売していきたい。石油や原発に依存した社会から自然エネルギーを活用した社会にシフトしていく取組を強めていきます。

編集後記：木材の柔らかい部分を特殊な加工でへこませて木目を浮き立たせる独自の製法「浮造り加工」がご自慢です。

小国郷の豊かな自然に囲まれた職場で「環境」への思いを「熱く」語って下さいました。河津さんありがとうございました。

<所報スタッフ一同>

消費税増税 ノー！

ならぬものはならぬ！ 参院選で審判を

★まだ“本決まり”ではない増税実施

消費税を増税するための「消費増税法」（税制抜本改革法）は、時の民主党政権が自・公と結託して、2012年8月10日成立させましたが、増税実施がこれで決定した訳ではありません。消費増税法附則第18条に「消費税率の引上げに当たっての措置」といういわゆる「景気条項」が設けられており、経済状況を好転させることを条件とすることなどが定められ、「経済状況等を総合的に勘案したうえで、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」こととなっています。

◆「150万円増収」は詭弁、安倍首相の“暴走”に待ったを

消費増税法成立後に政権交代した安倍自公政権は、この景気条項をクリアするために「三本の矢」（アベノミクス）による経済政策を進めて景気浮揚を演出していますが、金融バブルによる株の乱高下や円安による経済の混乱が引き起こされて、国民生活と中小企業・事業者には何の恩恵もなく、むしろ原料・燃料や物価の上昇によって経営と生活の破壊が進んでさえいる実情です。安倍首相の「10年間で年収150万円増」の宣伝は、一人当たりの国民総所得（GN1）を増やすというもので、国民一人一人の賃金・収入が150万円増えるわけではありません。このような国民だましをいう背景には、国民・勤労者の給与や賃金が減る一方で家計の収入が減り、購買意欲が減退している実態のあることを認めたものに他ならず、これに反応した苦しまぎれの詭弁といえます。このような状況の下で消費税増税に暴走するならば、経済の好転どころか、日本経済を再びデフレ・不況の奈落の底に引きずり込むことになりかねません。

◎千載一遇の好機 増税ノー！ を参院選に

消費税の増税は、まさに国民を標的とする四本目の＜毒矢＞となります。この毒矢を射させるか射させないか—それはこの21日に行われる参院選の結果次第といえます。消費税の増税を決めたのが国会ですから、その国会で「消費税の増税は実施しない」という法律を決めれば良いのです。そのためには、「消費税増税ノー！」の立場の勢力を一人でも多くすることが肝要となります。暮らしを守り、経営・営業を守るために、際限のない税率UPに歯止めをかけて消費税大国とさせないために、この参院選で消費税増税勢力に＜レッドカード＞を突きつけて、増税をストップさせようではありませんか。（荒尾壽味雄）

《熊本県議会に「消費税増税の中止」を請願》

消費税廃止熊本県各界連絡会（荒尾壽味雄代表）は、熊本県議会に「消費税増税の実施中止を求める意見書の提出」に関する請願を行いました。6月26日開催の県議会総務常任委員会に荒尾代表が出席して趣旨説明を行いました。

《熊本市内で大宣伝行動》

消費税廃止熊本県各界連絡会は、6月29日（土）午後熊本市内中心部の商店街で、「消費税増税中止で景気回復を」「国民の声で増税ストップ」の宣伝行動を展開。会員約30名が参加してハンドマイクでの宣伝、チラシ・ティッシュペーパー配布、シール投票、署名活動などを行いました。当日の様子は翌30日の熊本日日新聞で紹介されました。



【税制改正】

税 目	事 項	改 正 等 の 内 容	適用時期等
個人所得課税	給与所得控除の縮減	給与収入1,500万円超の控除額は245万円が上限	H25.1.1以後
	特定役員退職金課税の強化	勤続年数5年以下の法人役員等の退職金の1/2課税措置が廃止	
	退職所得の住民税課税強化	住民税課税の際の10%減額措置が廃止	
	復興特別所得税の創設	基準所得税額に2.1%の税率で課税	H25.1.1～49.12.31
	最高税率の引上げ	課税所得4,000万円超について45%の税率を設定	H27年分以後
	少額上場株式等に係る非課税措置(日本版ISA)の拡充	①非課税口座開設がH26.1.1～H35.12.31まで(延長)	H26.1.1から
		②非課税対象の配当等の規定(略)	
③非課税口座に関する要件の見直し(略)			
④配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率の廃止		H25.12.31	
住宅ローン控除制度の延長・拡充	①適用期限を平成29年12月31日まで4年延長	H26.1.1～29.12.31	
	②H26/4～29/12間に居住供用の場合の控除額等の拡大	H26.4.1～29.12.31	
資産課税	教育資金の一括贈与の非課税措置の創設	①直系尊属から ②30歳未満の者へ ③1人1,500万円までの教育資金の一括贈与 が非課税に	H25.4.1～ H27.12.31
	贈与税税率構造の見直し	①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	H27.1.1以後
		②上記①以外の贈与の場合	
	※上記①②に区分、6段階階⇒8段階、最高50%⇒55%)		
相続税の基礎控除の縮減等	①基礎控除=3千万円+6百万円×法定相続人数 に縮減	H27.1.1以後	
	②税率構造を8段に、最高税率=55%(6億円超)に		
印紙税	非課税範囲の拡大	金銭または有価証券の受取書(領収証)の記載金額が5万円未満が非課税に	H26.4.1以後に作成されるもの
法人税	復興特別法人税の創設	基準法人税額に10%の税率で課税	H24.4.1～27.3.31開始事業年度
	生産等設備投資促進税制の創設 ※	国内設備投資を増加させた場合、30%の特別償却または3%の税額控除を認める	H25.4.1～27.3.31に開始事業年度で取得等資産
	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設 ※	青色申告の中小企業者等が、経営改善設備を取得等して事業供用した場合、30%の特別償却または7%の税額控除を認める	H25.4.1～27.3.31間に取得等して指定事業に供用
	所得拡大促進税制の創設 ※	青色申告者が国内雇用者の給与等支給額を増加させた場合、増加額の10%の税額控除(3要件クリア一要)	H25.4.1～28.3.31に開始の各事業年度
	雇用促進税制の拡充 ※	当期末の雇用者数が前期末より2人以上及び10%以上増加の場合、増加した1人当たり40万円の税額控除	H25.4.1～26.3.31に開始の各事業年度
	交際費課税特例の拡大・撤廃	①損金不算入の定額控除限度額が800万円に拡大	H25.4.1以後開始する事業年度から
②10%損金不算入が撤廃され、800万円まで全額が損金算入			
消費税	税率の引上げ	①平成26年4月1日から 5%⇒8%	H26.4.1
		②平成27年10月1日から 8%⇒10%	H27.10.1
	任意の中間申告制度創設	中間申告義務のない者(年税額48万円以下の事業者)が、任意に中間申告・納税が可能とされた	〈個人〉H27年分から 〈法人〉H26.4.1以後開始事業年度から

(注) ※=所得税においても同様に規定されている。

消費税法改正のお知らせ

税率引上げに伴う経過措置 (国税庁資料から一部抜粋)

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地区から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地区から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなど経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要

○次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率(5%)が適用されます。

(注) 8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経過措置の内容		
請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る契約を含みます。)に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	指定日 (H25.10.1) 契約 ○	適用開始日 (H26.4.1) 譲渡等 △
資産の貸付 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付に係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付を行っている場合(一定の要件に該当するものに限ります。)における、平成26年4月1日以後行う当該資産の貸付	契約 ○	貸付 △ →
指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約(割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(*)に係るものをいいます。)に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。	契約 ○	指定役務 △
予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの	契約 ○	対価受領 □ → 定期供給 △-△ →

相続が“争族”にならないために ③



四 「借金」も財産

<「相続財産」の基礎知識>

・相続財産とは…相続人は相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継（民法第896条）します。相続人に包括承継（一括的な承継）される権利義務のことを「相続財産」と言います。生命保険金・死亡退職金は、相続税では「みなし相続財産」として<課税財産>になります。

<多額の「借金」があるとき>

被相続人に資産（積極財産）を超えるほどの借金=債務（消極財産）があるにもかかわらず、相続人が何もしなかった場合（下記①）には、上述のとおり全てを相続することとなります。民法は、相続をするかしないかについて相続人に選択権を認めています。以下の相続の方法を十分検討・協議（熟慮）のうえ、“争族”にならないよう対応して下さい。債務には原則として保証債務も含まれます。相続税の申告・納税の必要がない場合でも、「借金」対策は重要です。

① 単純承認

相続人が、被相続人の一切の権利義務を包括的に承継する制度です。被相続人に債務があれば相続人は自己固有の財産で弁済をしなければなりません。

② 相続放棄

相続人が、相続開始における包括承継の効果を全面的に拒否する意思表示です。

相続人は、相続開始を知った日から3カ月以内に、家庭裁判所に「相続放棄」の申立てをする必要があります。これが認められれば、その相続人は、その相続に関しては最初から相続人とならなかったものとして扱われます。

③ 限定承認

相続した財産の範囲内で被相続人の債務を弁済し、余りがあれば相続できるという制度です。

相続開始を知った日から3カ月以内に、相続人全員で、家庭裁判所にその旨を申述しなければなりません。限定承認者は、相続財産・相続債務を承継しますが、相続債務について相続財産の限度を超えて弁済する必要はありません。

ついにやってくる 相続税増税

長い間の懸案であった相続税の増税が、とうとう実施されることとなりました。

この「改正」により、現在なら申告不要の相続財産額が5,000万円以下であっても、核家族の場合などには相続税の課税が及ぶ可能性が出てくることとなります。

① 基礎控除の引き下げ（課税ベースの拡大）

	改正前（～H26.12.31）	改正後（H27.1.1～）
定額控除	5,000万円	3,000万円
比例控除	1,000万円×法定相続人数	600万円×法定相続人数

※相続人が配偶者と子1人の場合、現在7,000万円の基礎控除が、4,200万円に引き下がる。

② 最高税率の引き上げ

税率構造が、現行6段階が8段階とされ、最高税率は課税価額6億円超が55%（改正前50%）に引き上げられました。

③ 適用期日 平成27年1月1日以後の相続につき適用。

必至の経営維持／復興景気？建設業健闘

【所得税・消費税申告状況の前年対比】					24/23(%)			【一人当たり納税額】(円)			
事業区分		申告所得税 (%)				消費税 (%)			所得税	24年分	23年分
		件数	事業収入	事業所得	税 額	件数	課税標準	税 額			
第一種	卸 売 業	8	99	76	69	6	101	98	青	276,100	316,800
第二種	小 売 業	31	94	111	133	15	93	94	白	234,300	203,300
									平均	256,100	262,400
第三種	建設・農林・製造業	159	107	89	144	68	105	124			
第四種	飲食・金融保険業	50	103	116	121	16	103	104			
第五種	運輸・不動産・サービス業	140	90	86	91	22	86	54			
合 計		388	102	89	98	127	101	102			
青白別	青色申告者	202	101	80	87	96	100	101	消費税	24年分	23年分
	白色申告者	186	108	108	115	31	107	104	青	330,800	328,200
									白	263,000	252,100
									平均	314,300	309,600

総体的には売上・収入は前年をクリアしたものの、所得は減少して納税額の減少につながりました。昨年の所得減少・税額増と対照的です。売上・収入は何とか前年並みで推移していますが、所得の減少が続いています。消費税は課税標準維持で税額も微増です。今年になってアベノミクスによる原価・経費の値上がりが襲っていますので、さらに所得(利益)の減少が懸念されます。

ミニニュース

【「NPO法人きらり水源村」 地域づくり総務大臣表彰】

地域づくり総務大臣表彰式が2月9日、茨城県水戸市で行われ、「きらり水源村」さんが団体表彰を受賞しました。この表彰は、地域をより良くしようと頑張る団体、個人を称えることで地域づくりへの情熱や思いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的に行われています。「きらり水源村」さんは、学校跡地のきくちふるさと水源交流館を活用し、グリーンツーリズムや農業体験などの拠点施設として、交流や地域産業の振興に取り組んでいる点が評価されました。



【被災地と友好の絆を】

(有)堀江パイプライン代表堀江清次郎さんが5月17日、東日本大震災の被災地の岩手県釜石市と遠野市に桜の苗木や物資を届けるためトラックで出発されました。堀江さんは2011年12月にも岩手県遠野市にトラックで物資を届けられました。菊池市のNPOや業者から託された桜の苗木5本と、米や小麦、シイタケなどを2t車に積み、片道約2,000キロを走って釜石市と遠野市の復興支援団体に届けられました。出発式では、「震災を風化させず、継続的な支援で絆を大事にしたい」と語られました。



堀江さん（後方左から4人目）
中継地点の浜松市の福祉施設利用者の人たちと

※厚生年金保険料率の改定※

今年も9月に厚生年金保険の料率が上がります。

今年もと書きましたが、毎年、厚生年金保険料率が上がっていること、国民年金保険料は毎年4月に改定になっていたことをご存知でしたか？

そうです！平成16年の制度改正で厚生年金保険料率、国民年金保険料額はどんどん上がってきていますよね。会社に勤めている人で毎月給与から保険料が天引きされていたら、自ずと給与の額が減っているということですから・・・。(＞_<)・・・。

高齢化社会になっていくので多少納得する部分はありますが、支払う分は増えても貰える分が減りそうなこの事態はちょっと悲しいですね。

話を元に戻しますが、実は厚生年金保険料率、国民年金保険料が今後も上がっていくことや、どのようにならっていくかは次のように決まっています。ご参考まで！！

◎厚生年金保険料率

平成29年9月まで毎年0.354%、上がっていきます
平成29年9月からは18.3%に固定されます

◎国民年金保険料額

平成29年9月まで毎年280円、上がっていきます

ホームページが出来ました！！

これから皆様へのサービス向上のため、所報に加えホームページからいろいろな情報を発信していきます。また、ページの改善やコンテンツの充実にも努めて参りますので、どうぞ当ホームページをご活用いただきますようご案内申し上げます。

ULR：<http://kyoudokeiri-tax.com>
または共同経理で検索してください。

共同経理では、皆さんの身の回りの事に対するご相談にも応じています。お気軽にご相談にお出で下さい。

◎生活相談にも応じます

皆さまの日常生活のお悩みにもご相談に応じます。特別に費用がかかる事案以外は無料です。必要に応じ弁護士等の専門家をご紹介します。

◎相続・贈与は事前のご相談を

事前の対策で無用の争いを避け、経済的負担の軽減が可能です。ご相談に対応し最良の対策をご提案出来ます。不動産の売買や名義変更の際にも、お気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

7月16日(火)

* 所得税の予定納税額の減額申請期限

7月31日(水)

* 5月決算法人の確定申告期限

* 所得税の予定納税額の納付期限
(第1期分)

9月2日(月)

* 6月決算法人の確定申告期限

* 個人事業者25年分の消費税・地方消費税の中間申告期限

9月30日(月)

* 7月決算法人の確定申告期限

10月31日(木)

* 8月決算法人の確定申告期限

11月15日(金)

* 所得税の予定納税額の減額申請期限

12月2日(月)

* 9月決算法人の確定申告期限

* 所得税の予定納税額の納付期限
(第2期分)

※無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、8月9日(金)・9月10日(火)・10月10日(木)
11月8日(金)・12月10日(火)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理
〒861-1305 菊池市北宮 317-15
TEL 0968(25)1036
FAX 0968(24)5266

ULR：<http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。